

5月31日
食品衛生分科会
伝達性海綿状脳症対策部会
合同会議

BSE 検査の検査対象月齢の
引き上げに関する資料

牛海綿状脳症（BSE）検査の対象月齢の見直しについて

平成25年5月
食品安全部

1. 経緯

BSE 対策を開始して10年が経過したことから、過去10年間の取組、国際的な状況等を踏まえ、食品安全上の対策全般について、最新の科学的知見に基づき再評価を行うこととし、平成23年12月19日、厚生労働大臣から食品安全委員会委員長に、BSE 対策の見直しについての食品健康影響評価を諮問した。（諮問については、平成23年10月31日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会及び同年12月9日の伝達性海綿状脳症対策部会において説明。）

国内のBSE 検査の対象月齢については、平成24年10月22日の食品安全委員会からの評価結果（牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価）に基づき、平成25年2月1日、対象月齢を「20か月齢超」から「30か月齢超」に引き上げる改正を行い、同年4月1日に施行した。（当該見直しについては、平成24年11月6日及び平成25年1月28日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会及び食品衛生分科会・伝達性海綿状脳症対策部会合同会議において説明。）

今般、食品安全委員会における更なる審議の結果、国内のBSE 検査の対象月齢に係る「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」についての評価結果（牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②）が答申されたことを受け、この評価結果に基づく対象月齢の見直しについて報告する。

2. 食品健康影響評価の概要（食品安全委員会答申より）（参考1）

具体的な検査対象月齢について、①評価対象国（日本、米国、カナダ、フランス及びオランダ）における発生確認最低月齢、②EUにおけるBSE 発生の実績月齢、③BSE 感染牛脳組織の経口投与実験での異常プリオンたん白質検出月齢、④BSE プリオン摂取量が少ないとほど潜伏期間が長くなるという知見から、と畜場における検査対象月齢を48か月齢（4歳）超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる。

3. BSE 検査の対象月齢の見直しについて

食品安全委員会の評価結果に基づき、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）を改正して、BSE 検査の対象月齢を、現行の30か月齢超から48か月齢超に引き上げる。（新旧案は参考2）

（注）具体的な分別管理のガイドラインも併せて改正。（参考3）

4. パブリックコメント及び一般への説明会の結果について

（1）パブリックコメントについて

募集期間 平成25年4月25日～平成25年5月24日（30日間）

69件（詳細は参考4）

(主な意見)

- ・検査対象月齢の見直しに慎重な意見
- ・地方自治体が行う全頭検査の継続を求める意見
- ・丁寧なリスクコミュニケーションを求める意見

(2) 一般への説明会について（詳細は参考5）

主催：厚生労働省、食品安全委員会、消費者庁 （質疑対応：農林水産省、食肉衛生検査所担当者）

東京 5月21日（火） 参加者112名

神戸 5月24日（金） 参加者102名

(主な意見)

- ・地方自治体での全頭検査の継続を求める意見
- ・検査対象月齢のさらなる引き上げを求める意見
- ・非定型BSEのリスクに懸念を示す意見
- ・飼料規制やSRM除去による対策の効果や重要性の周知を求める意見

5. 全頭検査の見直しについて

食品安全委員会の科学的な評価結果が出されたこと及び5月28日のOIE（国際獣疫事務局）総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定されることが決定された（参考6）ことを踏まえると、引き続き全頭検査を継続することは、国産牛肉の安全性について誤ったメッセージを発信し、流通に混乱をまねくおそれがある。また、地方自治体からは、全国一斉に全頭検査の見直しが行われるよう国が調整してほしいとの要望があった。

このため、7月1日に予定している対象月齢改正の施行の段階で、全地方自治体が一斉に全頭検査を見直すよう、農林水産省と連名の通知で依頼を行った。（参考7）

6. 今後の予定（案）

6月3日 省令改正

補助金交付要綱改正

7月1日 省令施行

補助金交付要綱適用

(参考資料)

- 参考 1 : 食品健康影響評価の結果の通知について（平成25年5月13日付け府食第374号）（概要）
- 参考 2 : 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文（案）
- 参考 3 : 特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドライン（改正案）
- 参考 4 : 「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関する意見の募集について寄せられた御意見について
- 参考 5 : 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する一般向け説明会概要
- 参考 6 : 国際獣疫事務所（OIE）による「無視できる BSE リスク」の国のステータス認定について
- 参考 7 : 国産牛に関する BSE 対策の見直し等について（平成25年4月19日付け食安発0419 第1号及び25生畜第154号）
- 参考 8 : 牛海綿状脳症（BSE）検査の見直しについて

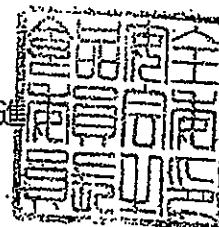


参考 1

府食第374号
平成25年5月13日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

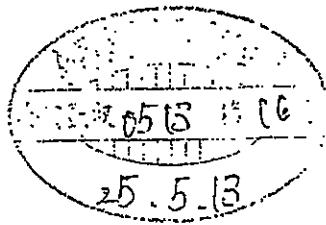
食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果について

平成23年12月19日付け厚生労働省発食安1219第2号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②の結果について、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、本件について意見・情報の募集を行ったところ、リスク管理措置に関する意見が別添のとおり寄せられましたので、お伝えします。



牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価②の概要 (国内措置の検査対象月齢の引き上げ)

BSEプリオンについて、輸入規制による侵入リスク低減措置、飼料規制等による増幅リスク低減措置及び食肉処理工程における曝露リスク低減措置がとられている

日本においては、牛由来の牛肉及び内臓(特定危険部位以外)の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低い

2002年1月生まれの最終発生以降に生まれた牛には
11年にわたりBSEの発生は確認されていない

BSE感染牛は満11歳
になるまでにほとんど
(約97%)が検出

今後、BSEが発生する可能性はほとんどない

11歳未満の出生コホート
は、発生の確認のための
期間が十分ではない

当面の間、検証を継続

結論: 国内措置の検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への
健康影響は無視できると判断

BSEプリオンの侵入リスク低減措置(輸入規制)

BSE発生国からの生体牛、肉骨粉及び動物性油脂の輸入停止等
→ リスクは極めて低いレベル

BSEプリオンの増幅リスク低減措置(飼料規制等)

反する動物用飼料への動物由来たん白質の使用禁止、飼料製造施設・ラインの分離等
→ リスクは極めて低いレベル

BSEプリオンの曝露リスク低減措置(食肉処理工程)

SRMの除去・焼却義務付け、脳及びせき髄を破壊するピッシングの禁止等
→ リスクは無視できる程度の極めて低いレベル

検査対象月齢を48か月齢超とする具体的な根拠

発生確認最低月齢

一部の例外を除きBSE検査陽性牛は48か月齢以上（評価対象5か国のBSE検査陽性牛の実績）

EUにおけるBSE発生実績からの推定

BSE検査陽性牛のほとんど（約98%）が、48か月齢以上で検出されると推定

経口投与実験

投与後44か月目（48か月齢相当以上）以降に異常プリオンたんぱく質検出（BSE感染牛脳組織の1g経口投与実験）

潜伏期間の知見

「BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなる」という感染実験での知見

○ 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）（抄）

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）</p> <p>第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、四十八月（ただし、出生の年月日から起算して四十八月を経過した日を除く。）とする。</p>	<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）</p> <p>第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、三十月（ただし、出生の年月日から起算して三十月を経過した日を除く。）とする。</p>

特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドライン
(改正案)

1 基本事項

(1) 月齢の定義

月齢は、出生の年月日を起算日として、翌月より起算日に応当する日をもって1を加えることとする。ただし、応当する日がないときは、その月の末日をもって加算する。

出生の年月日は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。）に基づく牛個体識別台帳に記載されている出生の年月日とする。

注) 月齢が30月以下の牛とは、出生の年月日を起算日として30月目の起算日に応当する日までの牛をいい、その翌日以降の牛は月齢が30月を超える牛となる。例えば、出生の年月日が平成23年1月15日の牛の場合、平成25年7月15日までは月齢が30月以下の牛で、平成25年7月16日以降は月齢が30月を超える牛となる。

上記の方法で月齢が確認できない牛については、月齢が48月を超える牛として取り扱うこと。

(2) 特定危険部位（以下「SRM」という。）

ア と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）第2条に定める特定部位

イ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1のBの8に定める脊柱（図1、図2）

2 と畜場における分別管理

1 (1) に基づき月齢の確認を行い、①月齢が30月以下の牛、②月齢が30月超48月以下の牛、③月齢が48月超の牛に分別して、とさつ、解体を行うこと。月齢が確認できないとたい、頭部、枝肉、内臓等については、48月超として取り扱うこと。

(1) 月齢による分別管理

ア 予め曜日やと室等を定めて、①30月以下、②30月超48月以下、③48月超に分別し、牛のとさつ、解体を行うこと。

イ 同一日に①30月以下の牛、②30月超48月以下の牛、③48月超の牛のとさつ、解体を行う場合、先にとさつ、解体する牛群の最後及び後にとさつ、解体する牛群の最初となる個体をタグ等により識別可能とすること。この場合、とさつ、解体の順番を①、②、③の順とすることが望ましいが、これにより難い場合は、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。

ウ ①30月以下の牛と②30月超48月以下の牛と③48月超の牛をとさつ、解体の順番で分別しない場合は、タグ等により①と②と③を識別可能とすること。この場合、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。

(2) 牛海綿状脳症検査の分別管理

- ア 牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）検査の対象ではない牛（以下「検査対象外牛」という。）の頭部、内臓等を、同一日にとさつ、解体された検査対象牛の検査結果判明前に出荷する場合には、と畜検査員から当該日の検査対象牛に関する情報を確認し、検査対象牛及び検査対象外牛双方の頭部、内臓等にタグ等を付け、識別可能とすること。また、BSE検査中の内臓は、専用の容器に保管し、タグ等により容易に識別可能とすること。
- イ BSE検査中の枝肉は、専用の区画を設けて保管することが望ましいが、これにより難い場合は、タグ等により容易に識別可能とすること。
この場合、枝肉同士が接触しないように保管することが望ましいこと。
- ウ 枝肉の出荷に当たっては、牛トレサ法第14条に基づき、個体識別番号の表示等を行うこと。
- エ BSE検査が陽性であった場合には、個体管理されていない頭部、枝肉、内臓等を一括して焼却すること。

(3) 特定部位の除去に係る分別管理

- ア (1) ウの方法でとさつ、解体を行う場合は、1(1)に基づく月齢が確認できるもの（検査申請書を含む。）により予め月齢確認を行い、月齢が30月以下の牛については、生体段階では頭部及び背中にスプレーなどで、とさつ、解体段階では剥皮後のとたい、頭部、枝肉、内臓等にタグ等で、識別可能とすること。
- イ 月齢が30月以下の牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）^{ほほ}を使用する場合は、次によること。
(ア) 月齢が30月以下の牛の頭部の処理は、作業場所により分別して行うことが望ましいこと。これにより難い場合は、時間などにより分別した上で、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。
(イ) 月齢が30月を超える牛の頭部から、舌及び頬肉以外の部位を除去していないことについて、処理後に、と畜検査員の確認を受けること。

(4) 特定部位の処理については、以下によること。

- ア 特定部位の取扱い
特定部位は、周囲を汚染しないように除去し、専用の容器に保管するとともに、と畜検査員の確認を受けて、確実に焼却すること。
- イ 脊髄の処理
(ア) 背割りの際、椎孔にある脊髄が損傷された結果、枝肉を汚染するおそれがあること及び椎骨に付着した脊髄が食肉処理工程において、可食部分を汚染するおそれがあることから、背割りの段階で脊髄片の飛散を防ぐとともに、背割り後の枝肉から脊髄を確実に除去すること。
(イ) 背割りに当たっては、脊髄片が飛散しないよう、鋸の歯を洗浄しながら切断し、洗浄水からスクリーンにより脊髄片を回収し、特定

部位と同様に保管、焼却すること。また、脊髄鋸は一頭ごとに十分に洗浄消毒を行うこと。

(ウ) 背割り後、脊柱中の脊髄を金属製器具を用いて入念に除去し、高圧水により十分に洗浄すること。また、枝肉の検査の際に、枝肉に脊髄が付着していないことについて、と畜検査員の確認を受けること。

(エ) 脊髄は軟組織で柔軟性があるため、脊髄の損傷を少なくするため、背割りを正中線から若干ずらした位置で行うことにより、片側の椎骨に脊髄を付着させることができること。

(オ) 背割りを行う際は、ゴーグルなどの眼の保護及びマスクを使用すること。

(カ) 洗浄前の枝肉、機械等の汚染の低減のため、背割り前に、脊髄除去を行なうことが望ましいこと。

ウ 頭部の処理

口腔内の組織のうち、舌のみを除去した後の頭部には、扁桃が含まれているため、月齢が30月以下の牛の頭部であっても特定部位として取り扱うこと。

エ BSE陽性確認時の対応

特定部位に接触した施設設備、機械器具の消毒は異常プリオンたん白質を不活化する方法で行うこと。また、他の施設設備及び機械器具については入念に洗浄すること。

オ 特定部位の焼却条件

800°C以上で、完全に焼却すること。

(5) 関係者の協力

分別管理は、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と畜場の設置者、管理者及びと畜業者が行うこととし、荷受業者、内臓業者、仲卸し業者等関係者はこれに協力すること。

(6) 標準作業書の作成

と畜場の設置者又は管理者は、と畜場法施行規則第3条第24号イに基づき、分別管理を適正かつ計画的に実施するため必要な事項を記載した文書を作成すること。作成に当たっては、と畜検査員の助言を受けること。作成した最新の標準作業書を食肉衛生検査所等に提出すること。

3 食肉処理業、食肉販売業、脊柱の加工業等における分別管理

月齢が30月以下の牛に由来する脊柱を使用する場合（脊柱を含む部分肉を食用に供する場合など、脊柱を食品等の原材料として使用する場合をいう。以下同じ。）には、工程、タグ等により脊柱を月齢によって分別して管理すること。月齢が30月以下の牛に由来する脊柱であることが確認できない場合又は分別管理を行わない場合は、月齢が30月を超える牛に由来する脊柱として取り扱うこと。

- (1) 月齢が30ヶ月以下の牛に由来する脊柱の処理は、作業場所により分別して行うことが望ましいこと。これにより難い場合は、時間などにより分別した上で、必要に応じ、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。
- (2) 脊柱を除去する際に、個体識別番号により1(1)に基づきと畜日の月齢を確認すること。脊柱等（脊柱を細切、粉碎、乾燥したもの等、脊柱を簡易に加工したものを含む。以下同じ。）を出荷する際には、月齢が30ヶ月以下の牛に由来することが確認できる荷送状等（個体識別番号又は輸入牛であることが確認できるものに限る。以下「荷送状等」という。）を脊柱等に添付して出荷することとし、業者間で取引する場合についても、同様の荷送状の添付を行うこと。
- 脊柱を含む部分肉を出荷する際には、牛トレサ法第15条に基づき、個体識別番号の表示等を行うこと。
- (3) 月齢が30ヶ月以下の牛に由来する脊柱等を仕入れる場合は、荷送状等により月齢を確認すること。
- (4) 出荷及び仕入れに関する記録（出荷及び仕入れの年月日、出荷先及び仕入元の名称及び所在地、個体識別番号等）については、出荷及び仕入れの日から3年間保存すること。
- (5) 荷送状等が添付されていないなど、月齢が30ヶ月以下の牛に由来することが確認できない脊柱等については、一般消費者に販売しないこと。
- (6) 輸入牛の脊柱を使用する場合は、衛生証明書及び伝票に基づき、輸入牛であることを確認すること。輸入牛であることが確認できた場合には、月齢が30ヶ月以下の国産牛と同様に取り扱うこと。
- (7) SRMの処理については、以下によること。
- ア 脊柱を電動ノコギリで除去（脱骨）する場合には、背根神経節を破壊しないように注意すること（図3）。
- イ 仙骨部分の背根神経節は仙骨腹側面の脂肪層に位置するため、仙骨腹側面に付着する脂肪層をナイフ等を用いて削り取る等の処置は行わないこと（図4、図5）。
- ウ 牛の脊柱とこれが付着した肉を、骨とともに機械的にミンチ又は細切する方法による食肉処理は行わないこと。
- エ 脊柱の処分については、廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）に基づき、「廃棄物となった牛のせき柱の取扱いについて」（平成16年3月31日付環廃対発04331007・環廃産発040331007 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、同産業廃棄物課長連名通知）により適切に行うこと。

4 都道府県等による検証

(1) と畜場

と畜場の設置者又は管理者が標準作業書を作成する際には、適切な助言を行うこと。作成された最新の標準作業書の提出を受けるとともに、その標準作業書に沿った分別管理が実施されていることを確認すること。

(2) 食肉処理業、食肉販売業、脊柱の加工業者等

食肉処理業等の監視指導を行う際には、分別管理が適切に行われていること及び脊柱が適切に除去されていることを確認すること。

「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令(案)」に関する意見の募集について寄せられた御意見について

平成25年5月
食品安全部

「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令(案)」について、平成25年4月25日から平成25年5月24日まで、厚生労働省のホームページを通じて御意見を募集しましたところ、計69件の御意見を頂きました。

お寄せいただきました御意見と、それらに対する回答について、以下のとおり取りまとめました。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約しております。

また、後日、厚生労働省のホームページにおいても公開する予定です。

1. 省令改正に関する御意見（66件）
2. 地方自治体が行う全頭検査見直しに関する御意見（31件）
3. その他の御意見（41件）

※ 1通の意見に複数の項目の内容が含まれている場合、項目ごとに重複して計上しています。そのため、項目ごとの意見数の合計は、69件を超えています。

1. 省令改正に関する御意見（66件）

（主な御意見）

- ・改正は、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できる。
- ・非定型BSEについては不明瞭な点が多く、食の安心・安全が確保されないことから、30か月齢超を継続し、検証してから月齢引上げを行うべき。
- ・検査対象月齢の引上げに反対である。
- ・消費者が見直し内容や見直しによる影響を理解・納得できるよう、丁寧にリスクコミュニケーションを行ってほしい。
- ・今回の規制緩和により、消費者の牛肉に対する信頼が損なわれないよう、検査費用、消費者への情報公開に伴う費用などの財源確保が必要である。
- ・食品安全委員会からの答申を受ける前に、改正省令案にかかるパブリックコメントを実施することは、食品安全委員会ひいては消費者を軽視した対応である。
- ・TPP推進がらみの規制緩和を前提にした見直しは認められない。

（回答）

BSE対策の開始から10年以上が経過し、国内外のBSEのリスクが低下している状況を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、国内検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととし、平成23年12月、食品安全委員会に諮問しました。このうち、国内措置の検査対象月齢については、①30か月齢超に引き上げた場合、②国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合について、食品健康影響評価を依頼しました。昨年10月、①について、「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合の、リスクの差は、あつたとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」との評価がなされたことを受け、本年2月、検査対象月齢を30か月齢超とする改正を行ったところです（本年4月1日施行）。今般、更なる審議の結果、②について、「検査対象月齢を48か月齢（4歳）超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる」との評価がなされたことを受け、見直しを行うものです。食品安全委員会では、非定型BSEも含めてリスクを評価しています（※）。

（※）食品安全委員会のパブリックコメントへの回答より引用

日本で確認された21か月齢（定型BSE）及び23か月齢（非定型BSE）のBSE陽性牛については、延髄門部における異常プリオンたん白質の蓄積が定型BSE感染牛と比較して1/1000程度とされており、BSEに感染しやすくなるように遺伝子を改変したマウスを用いた脳内接種による感染実験を2世代にわたり実施しても感染性は認められなかったことから、人への感染性も無視できると考えました。

また、非定型BSEについては、飼料規制等によってほぼ制御された定型BSEとは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されており、発生が極めてまれで、そのほとんどが8歳以上（6～18歳）の高齢の牛で確認されています。よって、非定型BSEの発生を把握することについては、48か月齢（4歳）超の牛を検査することによって、十分にカバーされるものと考えら

れます。

さらに、現在開催されているOIE総会において、5月28日に、日本を「無視できるBSEリスク」の国に認定することが決定されたことを踏まえ、国産牛肉の安全性が国内外で確認されている状況についても説明しつつ、科学的評価に基づく見直しであることを御理解いただけるよう、リスクコミュニケーションに努めます。

今回の見直しに当たっては、説明会を東京及び神戸で開催するとともに、地方自治体が開催する説明会に職員を派遣することにより、説明の機会を増やすよう努めました。また、今後とも、リスクコミュニケーションなどの必要な予算を確保するよう努めます。

また、パブリックコメントについて定めている行政手続法では、実施時期については特段定めがなく、公示する命令等の案が具体的かつ明確な内容のものでなければならぬと定められており、今回もパブリックコメントについて、行政手続法上の問題はないと考えています。

パブリックコメントの期間については、一般的な1か月という期間を設定させていただきました。ただし、BSE問題に対する関心の高さを考慮し、パブリックコメントを開始した際には、「牛海绵状脳症（BSE）対策の見直しに関する意見募集について」でプレスリリースも行い、なるべく多くの方に情報提供できるよう努めました。

なお、これらのBSE対策の見直しについては、TPPを巡る議論とは別に、科学的知見に基づき進めているものです。

2. 地方自治体が行う全頭検査見直しに関する御意見（31件）

（主な御意見）

- ・科学的に安全であれば、検査費用の無駄をなくすため全頭検査は見直すべきである。全国一斉の実施が不可欠であり、自治体、業界、国民に対して国の指導力が必要だ。
- ・全頭検査のコストはわずかなものであり、BSEの危険性除去のためには無視できる程度のものである。
- ・国の予算で全頭検査を継続してほしい。
- ・全頭検査をやめる場合には、消費者に不安と懐疑を起こさせないためにも、消費者への正確な情報提供と全国で統一された検査実施が行われることが必要である。
- ・食品安全委員会がBSE対策の見直しに係る食品健康影響評価②（案）についてパブリックコメントを募集しているさなかに、厚生労働省が全頭検査見直しについての通知を出したことは、国民の意見をないがしろにするものであり、また手続き上からも許されない。

（回答）

食品安全委員会の科学的な評価結果でBSE検査対象月齢を48か月齢超に見直し可能とする評

価が出されたこと、及び、現在開催されているOIE総会において、5月28日に、日本を「無視できるBSEリスク」の国に認定することが決定されたことを踏まえると、引き続き全頭検査を継続することは、国産牛肉の安全性について誤ったメッセージを発信し、流通に混乱をまねくおそれがあります。

また、地方自治体からは、全国一斉に全頭検査を見直しが行われるよう国が調整してほしいとの要望がありました。

このような状況を踏まえ、7月1日に予定している対象月齢改正の施行の段階で、全地方自治体が一斉に全頭検査を見直すよう、農林水産省と連名の通知で依頼を行いました。なお、通知発出の時期については、地方自治体が全頭検査の見直しを行うためには、検査体制の整備や予算の準備等があり、見直しについて6月議会の前に検討していただくことが必要であることから、4月19日に発出しました。

3. その他の御意見（41件）

（主な御意見）

- ① BSE発生のメカニズムや非定型BSEについて、更なる研究・解明が必要である。（11件）
- ② SRMの除去、生体検査といったリスク管理措置を今後とも確実に実施すること。（5件）
- ③ 輸入規制の緩和に反対である。（12件）
- ④ TPP参加交渉などで海外からの輸入牛肉が増えると言われている現状を鑑み、これまで以上に厳しく検査を実施してほしい。（1件）
- ⑤ SRMの範囲の緩和に反対である。（2件）
- ⑥ 飼料・肥料の規制緩和に反対である。（1件）
- ⑦ 牛資源の非食用利用（医薬品・化粧品原料等）の安全確保について、国民にわかりやすくまとめた形で情報を開示すべき。（1件）
- ⑧ 消費者の選択に資するため、原料原産地表示について、加工食品の対象拡大や外食などに適用するとともに、米国等で使用が認められている肥育成長ホルモン剤の使用履歴などの表示を行う必要がある。（7件）
- ⑨ 今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方について、ロードマップを作成し、 국민に説明を行うこと。（1件）

（回答）

- ① これまでも、関係省庁が研究の推進に取り組んできたところです。

厚生労働省においては、厚生労働科学研究等で研究を行い、その研究成果については食品安全委員会の審議等に活用されてきました。引き続き、必要な研究を推進していきます。

また、食品安全委員会では、平成25年度から「ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型BSEの人に対する感染リスクの定量的評価」として、農林水産省では、平成25年度から「食品の

「安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト」により、非定型BSEのリスク、発生機序、伝達性解明等に関する研究が行われていると聞いています。

- ② 今後とも必要なBSE対策が適切に実施されるよう対応することとしており、今回の検査対象月齢の見直しを踏まえ、分別管理等の具体的な管理方法を示したガイドラインについても併せて改正します。
- ③ 今回の検査対象月齢の見直しについては、輸入条件の見直しは含んでおりません。なお、輸入条件の月齢制限についての「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」については現在諮問中という状況ですが、食品安全規制は科学的な知見に基づいて対応することが必要であり、今後とも食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を踏まえ、適切に対応することとしています。
- ④ 牛肉を含む食品の輸入時の検査については、輸入届出に基づく審査のほか、必要な検査を実施しています。牛肉については輸出国政府が対日輸出条件に適合する旨を証明した衛生証明書関係情報の審査に加え、必要に応じて現場でのSRMの混入の有無の検査、残留物質、病原微生物に関する検査などを実施しています。
- ⑤ 今回の見直しについてはSRMの範囲の見直しは含んでおりません。なお、本年2月の見直しについては、食品安全委員会の科学的な評価で、「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」とされた頭部（扁桃除く。）、脊髄及び脊柱について、見直しを行ったものです。
- ⑥ 所管の農林水産省に御意見として伝えます。
- ⑦ 牛由来の原材料を利用した医薬品等については、薬事法に基づく生物由来原料基準により、BSE発生国等を原産国としたウシに由来する原材料等を医薬品などに使用することは原則として認められていませんが、薬事・食品衛生審議会で個別に評価を行い、治療上の効果が当該原材料等を用いることによるリスクを上回ると判断され、やむを得ず使用する場合等については、その使用が認められております。その場合、当該原材料等を使用した医薬品等の一覧については、厚生労働省ホームページにおいて公表し、逐次更新しているところです。さらに、これらの医薬品等を使用する患者への情報提供に万全を期すよう、薬事法を所管する医薬食品局において関係製造販売業者に指導するなどしています。
- ⑧ 所管の消費者庁に御意見として伝えます。

⑨ 今回のBSE対策の再評価については、平成23年12月の食品安全委員会への諮問から、そのプロセスについて詳細に説明してきたところです。厚生労働省としては、今後とも、措置の見直しに際しては、必要な情報提供に努めることとしています。

牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する一般向け説明会概要

1. 開催の概要

東京会場：平成 25 年 5 月 21 日（火）13:30-16:00

三田共用会議所（東京都港区三田 2-1-8）

参加者数：112名

神戸会場：平成 25 年 5 月 24 日（木）13:30-16:00

神戸市新長田勤労市民センター（兵庫県神戸市新長田若松町 4-2-15）

参加者数：102 名

主催：内閣府食品安全委員会、厚生労働省、消費者庁

2. 内容

・説明

「これまでの経緯」 消費者庁（司会）

「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価について

食品健康影響評価② 我が国の検査対象月齢の引き上げ」 食品安全委員会

「牛海綿状脳症（BSE）検査の見直しについて」 厚生労働省

「国際獣疫事務局（OIE）による我が国のBSEリスクステータスの認定と我が国の飼料規制について」 農林水産省

「と畜場における衛生管理」 群馬県食肉衛生検査所／神戸市食肉衛生検査所

・質疑応答

食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、地方自治体食肉衛生検査所

3. 質疑応答の概要

<検査対象月齢の引き上げについて>

○ 4月1日に30か月での管理が始まったばかりで、十分な検証期間もないままの引き上げは性急ではないか。

○ TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加のためではないか。

（食品安全委員会 回答）

平成 23 年に厚生労働省から食品安全委員会へ評価要請のあった諮問内容は、国内外の管理措置を 20か月齢から 30か月齢に引き上げた場合のリスク評価に関するものと、月齢をさらに引き上げた場合のリスク評価に関するものです。従って、今回の 48 か月齢超への引き上げのリスク評価に関しては、平成 23 年の諮問内容に含まれていたものです。

日本国内でのBSE発生は2002年1月生まれの牛が最後の1頭であり、発生のメカニズムからみても、出生年月でみて 11 年以上発生しなければ、今後の発生はほとんどないと言えます。ただし、出生後 11 年未満の牛群については、当分の間の検証が必要と判断し、48 か月を超える牛群については検査を継続することとし

ました。

(厚生労働省 回答)

食品安全規制に関しては、国内においては食品安全基本法、国際的にはWTO協定下においては、科学的根拠に基づいて規制を決めていきます。現状のリスクに応じて、リスク評価を行い、必要なりスク管理を講じていきます。

<全頭検査について>

○全国一斉に地方自治体での全頭検査の廃止はできるのか。一部の自治体が検査を継続するすると市場が混乱する。

(厚生労働省 回答)

全頭検査の見直しに関しては、各自治体より一斉見直しに際し、国が調整してほしいという要望があり、厚生労働省と農林水産省は連名で4月に通知し、全国の自治体に依頼しました。一部自治体が全頭検査を継続することで、検査をしていないものは危険という誤ったメッセージが伝わり、混乱を招く可能性があり、全国一斉の見直しをお願いしているところです。

○地方自治体での全頭検査を継続してほしい。ある程度、無視できるリスクだとしてもリスクはあるのだから、慎重に対応すべき。

(厚生労働省 回答)

BSE検査対象月齢の引き上げに伴い、BSE対策全般をやめるものではなく、飼料規制やSRMの除去については、引き続き継続していきます。また、BSE検査やサーバランスも実施し、飼料規制等の対策の効果も検証していきます。

<情報の発信について>

○BSE対策においては、検査よりも飼料規制やSRM除去の重要性についてもっとPRしていただきたい。

○検査をやめることによってBSEが発生すると消費者等が誤解する事がないよう、正確な情報提供に取組むべき。

(厚生労働省 回答)

BSEの検査部位である延髄の門部分に異常プリオンたんぱくが、スクリーニング検査で陽性になる程度に蓄積するのに一定の時間がかかります。BSEの異常プリオンたんぱくは中枢神経と回腸遠位部、さらに扁桃に偏在するため、そういった特定危険部位を除去することによって、検査で陽性になる手前の段階の牛であっても、対策を講じることが可能です。英國においても、危険部位を除去し、食用を禁止することによって、それ以降に生まれた人でvCJDを発症した方はいないということからも、SRM除去がBSE対策として有効であることが示唆されます。今後とも各地方自治体で行われる説明会も含めて、丁寧な説明に努めています。

<非定型BSEについて>

- 非定型BSEについては究明されていないことがあるので、見直しは慎重に対応するべき。

(食品安全委員会 回答)

非定型BSEについては、世界でも現在確認されているのは 60 数頭とまれで
あり、日本で確認された 23 か月齢の 1 頭を除くと、ほとんどが8歳以上の高齢
牛での発症です。日本で認められた 23 か月齢の例は人より感受性が非常に高い
トランスジェニックマウスの脳内に接種しても感染性は認められませんでした。

非定型BSEについては、高齢牛で発症することから、48か月を超える牛の検査
をしていくことにより十分カバーされると考えられます。

<その他>

- EUと同様に 72 か月まで引き上げてはどうか。
○意見募集の期間が、食品安全委員会での意見募集の期間と重複しているのはいかがか。
○輸入牛肉について不安がある。
○SRMの範囲について明確に示して欲しい。
○生産者や流通から依頼があれば検査してもらえるのか。

プレスリリース

平成 25 年 5 月 29 日
農林水産省

国際獣疫事務局(OIE)による「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定について

フランス・パリで開催中の国際獣疫事務局(OIE)総会において、平成 25 年 5 月 28 日(火曜日)(現地時間)、我が国を「無視できる BSE リスク」の国に認定することが決定されました。

経緯及び概要

農林水産省は平成 24 年 9 月、国際獣疫事務局(OIE)*に最上位の「無視できる BSE リスク」の国の認定申請を行いました。その結果、平成 25 年 2 月に専門家(科学委員会)による審議が行われ、我が国が「無視できる BSE リスク」の要件を満たしている旨の評価案がまとめられました。

フランス・パリで平成 25 年 5 月 26 日(日曜日)から 5 月 31 日(金曜日)の日程(現地時間)で開催中の第 81 回 OIE 総会において、5 月 28 日(火曜日)、科学委員会の評価案のとおり、我が国を「無視できる BSE リスク」の国に認定することが決定されました。

上記決定については、近日中に OIE から「ステータス証明書」が授与される予定です。

*OIE は、1924 年に発足した世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関であり、平成 25 年 5 月現在 178 か国・地域が加盟しています。WTO/SPS 協定上、動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準の設定機関とされています。

OIE: Office International des Epizooties (World Organisation for Animal Health)

WTO: World Trade Organization

SPS: Sanitary and Phytosanitary Measures

OIE の BSE ステータスの認定について

1. OIE の BSE ステータス認定について

加盟国の申請に応じて、飼料規制、BSE サーベイランスの実施状況等を OIE の規定に基づき科学的に評価した上で、(1)無視できるリスク、(2)管理されたリスク、(3)不明なリスクに分類。日本は、平成 21 年 5 月に(2)管理されたリスクの国に認定されているところです。

2. 「無視できる BSE リスク」ステータスの主な認定要件

- (1) “過去 11 年以内に自国内で生まれた牛”で発生がないこと
- (2) 有効な飼料規制が 8 年以上実施されていること

(1 / 2)

3. 「無視できる BSE リスク」ステータス認定のメリット

我が国の BSE 対策の妥当性・有効性について、国際的な検証に基づく評価が得られることから、輸出先として有望な国との検疫協議の促進に資することが期待されます。

参考

平成 25 年 2 月 21 日付けプレスリリース

国際獣疫事務局 (OIE)による「無視できる BSE リスク」の国ステータスについて

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/130221.html>

平成 24 年 9 月 28 日付けプレスリリース

国際獣疫事務局(OIE)による「無視できる BSE リスク」の国ステータス認定の申請について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/120928.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：熊谷、小嶋

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

写

食安発0419第1号
25生畜第154号
平成25年4月19日

各〔都道府県知事
保健所設置市長〕殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

農林水産省生産局畜産部長

国産牛に関するBSE対策の見直し等について（依頼）

平成13年9月に国内で初のBSE感染牛が確認されて以降、諸般のBSE対策への取組をお願いしてきたところですが、近年の国内外におけるBSEのリスクの低下を踏まえ、食品安全委員会の科学的な評価結果に基づき、対策を順次見直しているところです。

今般、食品安全委員会において、BSE検査対象月齢を48か月齢超に見直し可能とする評価案が取りまとめられたことから、厚生労働省において、パブリックコメント、審議会報告等の手続きを経て、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号。以下「省令」という。）を改正し、本年7月1日に施行することを予定しています。

また、我が国は昨年9月、OIE（国際獣疫事務局）に対し「無視できるリスクの国」の認定申請を行い、科学委員会においては我が国が「無視できるBSEリスク」の要件を満たしている旨の評価案が取りまとめられ、5月下旬に開催予定のOIE総会で最終的な評価が行われることになっています。

こうした中、BSE検査については、これまで、と畜場での検査対象牛と非対象牛の混在度合いが高く、検査現場に混乱が生じる可能性があったことから全頭検査が行われてきましたが、検査対象月齢が48か月齢超となった段階では、検査現場の混乱が解消される一方で、引き続き全頭検査を継続することは、国産牛肉の安全性について誤ったメッセージを発信し、流通に混乱をまねくおそれがあります。

このため、全頭検査の見直しを検討している地方自治体からは、全国一斉に全頭検査の見直しが行われるよう国が調整して欲しいとの要望をいただいていることもあります。7月1日に予定している改正省令を施行する段階では、全地方自治体が一斉に全頭検査を見直していただくことが適切であると考えています。

国としては、今後とも、国産牛肉の安全性等について、国民に対し丁寧な説明を行っていきますので、地方自治体におかれましても、こうした状況を御理解の上、消費者、生産者、流通業者など関係者の理解を得ながら準備を進めようお願いいたします。

牛海綿状脳症（BSE）検査 の見直しについて

厚生労働省 医薬食品局
食品安全部 監視安全課

■ 概要

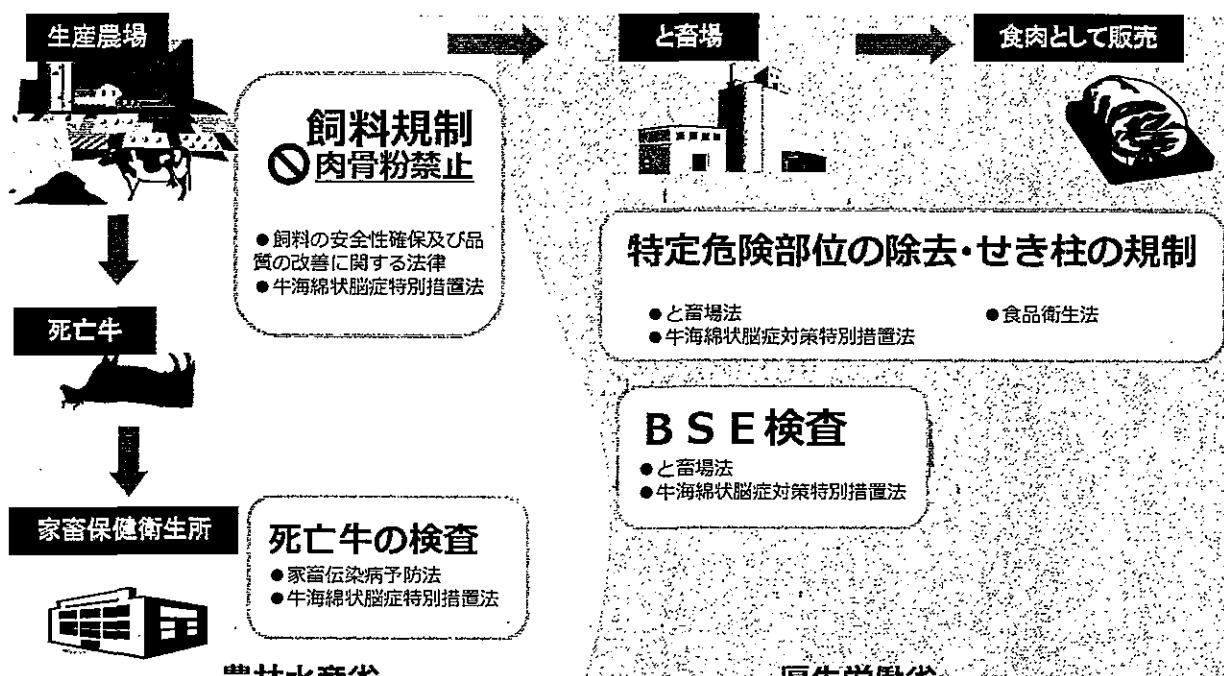
- 対策の概要
- 再評価の実施の経緯
- 食品健康影響評価を踏まえた対応（案）
- スケジュール

対策の概要

3

■ 国産牛のBSE対策の概要

- 飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）(注)>

(注) 個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。

4

■ BSE対策の経緯

	国 内			輸 入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ
H 8. 3					英国産 禁止
H12. 12					EU産 禁止
H13. 9	国内で1頭目のBSE感染牛確認				
H13. 10	全頭検査	・除去焼却義務化 ・頭部(舌・肉ソーサー) ・舌根 ・回腸遠位部	・肉骨粉飼料完全禁止 ・牛海绵状脳症対策特別措置法の公布 ・せき柱も使用禁止		
H14. 6					カナダ産 禁止
H15. 5					米国産 禁止
H15. 12					
H16. 2					
H17. 8	21か月齢以上				
H17. 12					20か月齢以下 輸入再開
H21. 4					※H18.1~7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止
H21. 5					
H25. 2		30か月齢超のせき柱使用禁止		30か月齢以下	フランス(30か月齢以下)、オランダ(12か月齢以下)輸入再開
H25. 4	30か月齢超	・除去焼却義務化 ・30か月齢超の頭部(舌・肉ソーサー) ・舌根 ・回腸遠位部			

5

■ BSE検査頭数(と畜場)とBSE感染確認頭数

	B S E 検査頭数 (と畜場)	B S E 確認頭数 ^(注) (平成 25 年 (2013) 3月31日現在)	確認時の月齢				
			<21	21-40	41-60	61-80	>80
平成13年度 (2001)	523,591	3(2)				3(2)	
平成14年度 (2002)	1,253,811	4(4)				2(2)	2(2)
平成15年度 (2003)	1,252,630	4(3)		2(2)			2(1)
平成16年度 (2004)	1,265,620	5(3)			1	1(1)	3(2)
平成17年度 (2005)	1,232,252	8(5)			2(1)	4(2)	2(2)
平成18年度 (2006)	1,218,285	8(3)				7(2)	1(1)
平成19年度 (2007)	1,228,256	3(1)					3(1)
平成20年度 (2008)	1,241,752	1					1
平成21年度 (2009)	1,232,496	0					
平成22年度 (2010)	1,216,519	0					
平成23年度 (2011)	1,187,040	0					
平成24年度 (2012)	1,194,588	0					
合計	14,046,840	36(21)		2(2)	3(1)	17(9)	14(9)

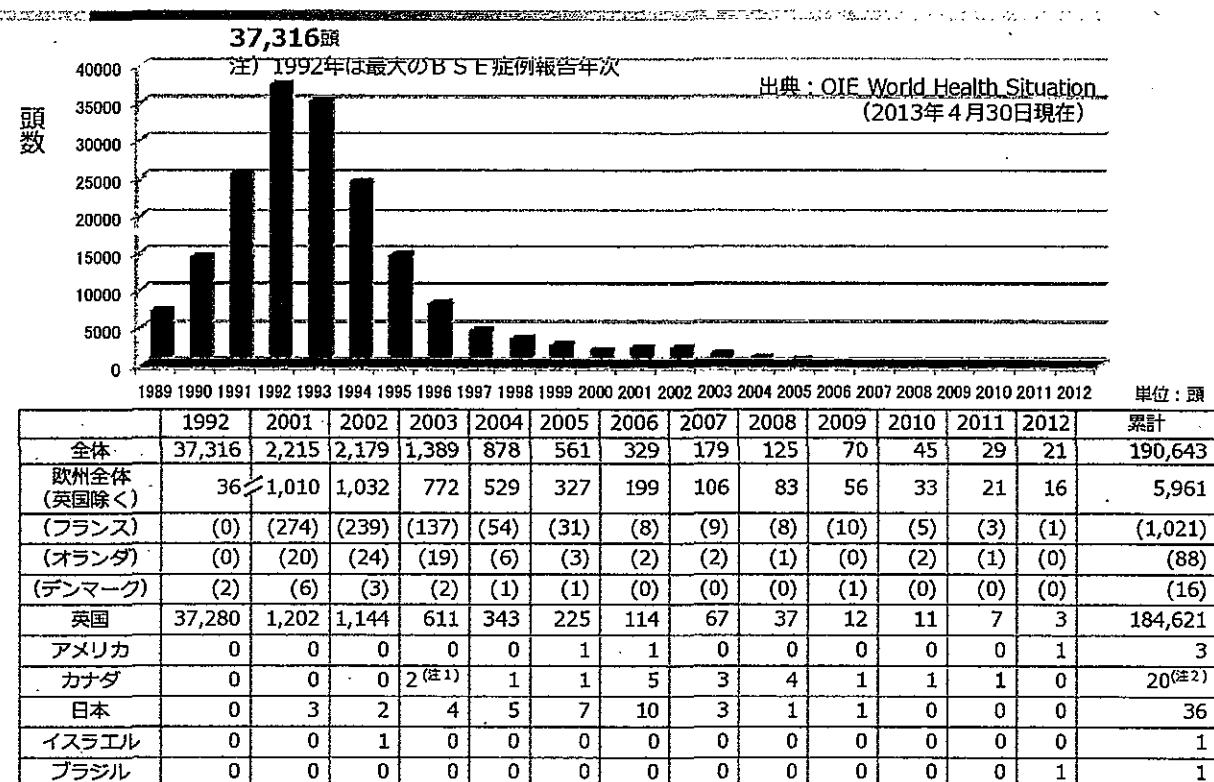
(注) () はと畜場で確認された頭数。平成 13 年 (2001 年) 9 月に千葉県で確認された 1 例目、死亡牛検査で確認された 1 例を含め、国内ではこれまでに 36 頭が B S E 感染牛として確認

(注) 平成 21 年度 (2009 年度) 以降は、B S E 感染牛は確認されていない。

6

再評価の実施の経緯

■世界のBSE発生件数の推移



(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

■ 牛海绵状脳症(BSE)対策の再評価について

- 国内外での飼料規制等の対策の結果、BSEの発生数は大きく減少し、リスクが低減

～世界では、約3万7千頭（1992年、発生のピーク）→21頭（2012年）

～国内では、平成15年（2003年）以降に出生した牛からは、BSE陽性牛は、確認されていない



平成13年10月の対策開始から10年が経過したことから、最新の科学的知見に基づき、国内検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととし、平成23年12月19日、食品安全委員会に諮問した。

9

■ 食品安全委員会への食品健康影響評価の諮問(平成25年4月2日現在)

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髑及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2 国境措置（米国、カナダ、フランス、オランダ、アイルランド及びポーランド）

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髑及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ フランス、オランダ、アイルランド及びポーランドについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢の規制閾値（上記1（1）及び2（1））を引き上げた場合のリスクを評価。

10

■ 食品安全委員会からの1次答申（平成24年10月22日）

【国内措置】 日本

- ・ **検査対象月齢:** 規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あつたとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- ・ **SRMの範囲:** 「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あつたとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

【国境措置】 米国、カナダ、フランス、オランダ

- ・ **月齢制限:** 規制閾値が「20か月齢」（フランス・オランダは「輸入禁止」）の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あつたとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- ・ **SRMの範囲:** 「全月齢」（フランス・オランダは「輸入禁止」）の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あつたとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

11

■ 食品安全委員会からの2次答申（平成25年5月13日）

【国内措置】 日本

具体的な検査対象月齢について、

- ①評価対象国における発生確認最低月齢
 - ②EUにおけるBSE発生の実績月齢
 - ③BSE感染牛脳組織の経口投与実験での異常プリオンたん白質検出月齢
 - ④BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなる
- という知見から、と畜場における検査対象月齢を48か月齢（4歳）超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる。

12

■ OIE(国際獣疫事務局)の「無視できるリスク」の国の主な条件

①「過去11年以内に自国内で生まれた牛」でBSEの発生がないこと

日本のBSE感染牛のうち、最後に生まれた牛は、平成14年1月13日生まれであり、平成25年1月14日に11年が経過した。

②有効な飼料規制が8年以上実施されていること

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく飼料規制の開始(平成13年10月)から起算して、平成21年10月に8年が経過した。



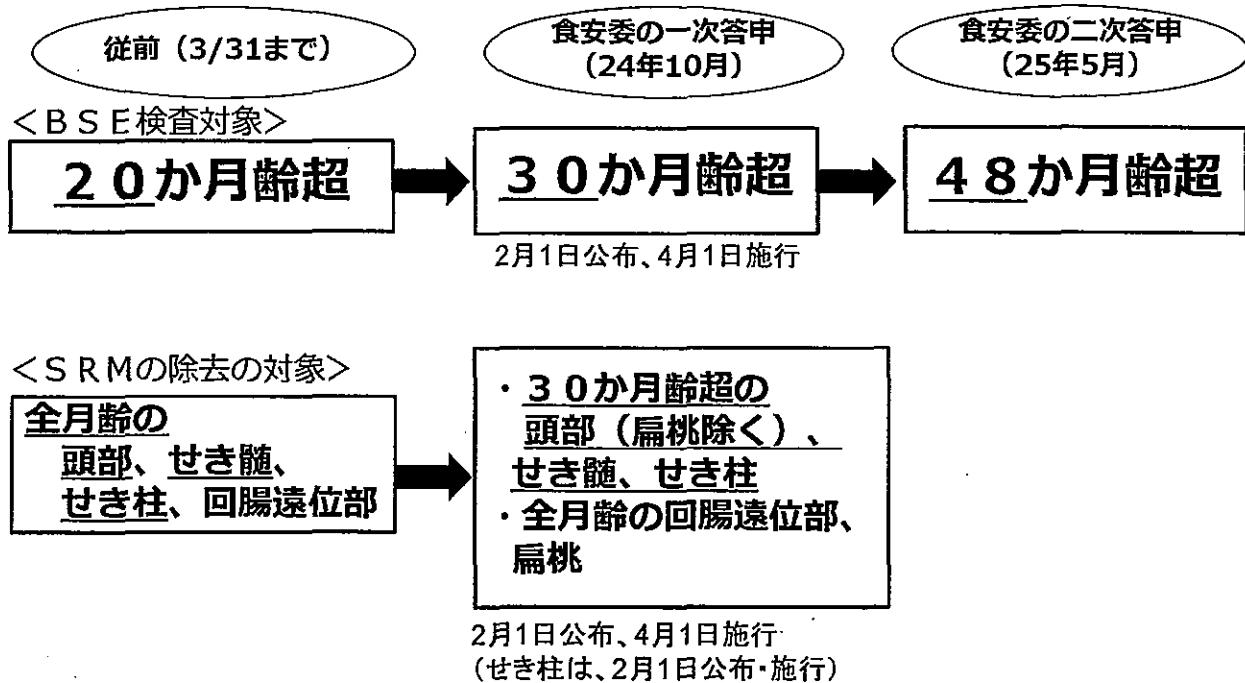
平成25年5月28日、OIE総会において、日本を
「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。

13

食品健康影響評価を踏まえた対応(案)

14

■ 国内措置の見直し ~検査対象・SRMの除去の対象~



※平成25年5月28日、OIE総会において、日本を「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。

15

■ 全頭検査の見直しについて

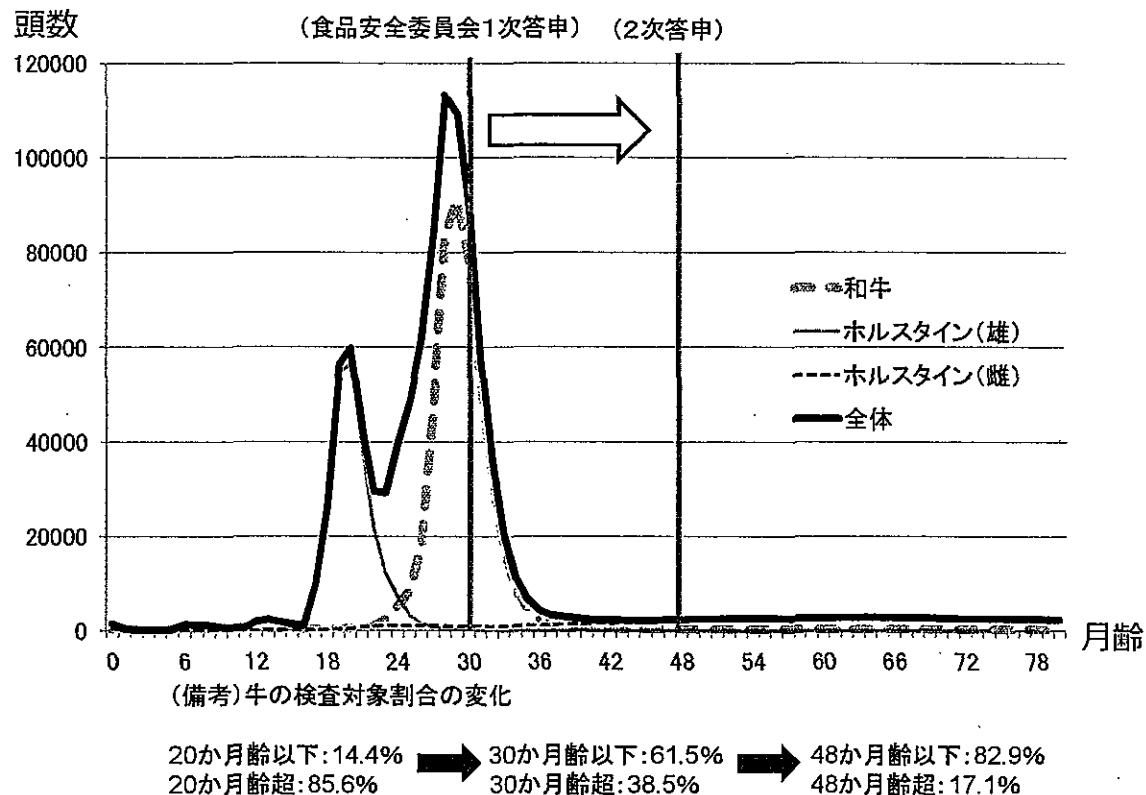
- 国産牛肉が、科学的な見地から安全との判断が出されているにもかかわらず、公費により全頭検査を継続することは、
 - ・「検査をしていない牛肉は危険である」という誤ったメッセージにつながるおそれがある。
 - ・一部の自治体が全頭検査を継続した場合、市場に、検査実施と検査未実施の牛肉が混在することとなり混乱をまねくおそれがある。
- こうした混乱を防ぐため、食品安全委員会の2次答申を受けた検査対象月齢の見直しが行われるまでには、全自治体で全頭検査を見直すことが必要。
- 全頭検査の見直しを検討している地方自治体からは、全国一斉に全頭検査の見直しが行われるよう国が調整して欲しいとの要望。



平成25年4月19日、BSE全頭検査一斉見直しを依頼する通知を、農林水産省との連名で地方自治体に発出。

16

■月齢別と畜頭数(平成23年度)



17

■BSE検査

	日本 4/1以降	米国	カナダ	E U	O I E基準
食肉検査	30ヶ月齢超	48ヶ月齢超	-	-	72ヶ月齢超 ^(注3)
発生状況 調査 ^(注1) (高リスク牛 ^(注2))	24ヶ月齢以上の 死亡牛等	24ヶ月齢以上の 死亡牛等	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部	30ヶ月齢超の 高リスク牛 の一部	48ヶ月齢超の 高リスク牛 の一部

(注1) B S Eの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 欧州委員会は、本年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の判断により健康牛のB S E検査を廃止することが可能としている。

(注4) O I E基準では、B S Eスクリーニング検査の実施を求めていない。

18

■ 特定危険部位（SRM）の除去

食品安全対策として、特定危険部位(SRM)の除去が行われている。

	日本 ●	米国 	カナダ 	フランス 	オランダ 	OIE基 OIE (管理されたリスク国)
頭部	30か月齢超の 頭部 舌・頬肉を除く	30か月齢超 の頭蓋 (注)	30か月齢超の 頭蓋	12か月齢超の 頭蓋	30か月齢超 の頭蓋	
扁桃	全月齢	全月齢	30か月齢超	全月齢	全月齢	
せき臍	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	12か月齢超	30か月齢超	
せき柱 背根神経節を含む	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	
腸	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 腸	全月齢の 回腸遠位部	

(注) 頭部の骨格、脳、眼などを含む部位のこと

19

スケジュール

20

■ スケジュール

- 4月25日～5月24日 パブリックコメント
5月21日、24日 リスクコミュニケーション(東京、神戸)
- 5月28日 OIE総会において、日本を「無視できるリスク」の国に認定することが決定
- 5月31日 薬事・食品衛生審議会
- 6月3日 関係省令の改正(検査対象48か月齢超)、
補助金交付要綱の改正
- 7月1日 関係省令の施行、補助金交付要綱の施行